

◎農地法第5条関係		原本
(1) 5条買受適格証明願		2
(2) 譲受人の印鑑登録証明書 ※法人の場合は履歴事項全部証明もしくは定款も提出		1
土地登記簿謄本（事項証明書） ※法務局		1
(3) ※土地所有者の現在の住所と土地登記簿謄本記載の住所が異なる場合、同一人であることを確認出来る書類を添付。 両方の住所の記載がある住民票、戸籍の付票など。		1
(4) 公図 ※法務局		1
(5) 期間入札の公告の写し（入札案内書写し・不動産等競（公）売の広告写し） 裁判所等の競（公）売の広告写し、税務署・宮古島市等含む		1
(6) 物件明細書写し（公売財産の明細の写し） 裁判所等の競（公）売の広告写し、税務署・宮古島市等含む		1
(7) 設置事業計画書 ※一般個人住宅、共同住宅の場合は不要		1
(8) 関連図面（申請地の位置図、建物の平面図・立面図・配置図（汚水処理施設は要表示）・求積図・行程表）駐車場の配置図 ※建物等は建築確認申請と同等の図面		1
(9) 代替地検討書（検討した土地の位置図も添付） ※第3種農地の場合のみ不要		1
(10) 資金計画書 ※資金の証明となる残高証明書・融資証明書等、経費の証明となる見積書等・土地売買契約書等の添付は必須 ※証明書の日付は提出日の3ヶ月以内		1
(11) 移住計画書（島外の申請者が住宅等を建設する場合）		1
※ 上記 (7)・(9)・(10)・(11) は「4. 農地の転用にも許可が必要」の様式を使用		
【必要に応じて提出する書類（申請人の責任において必ず確認すること）】		1
(1) 申請地が土地改良区域内の場合は土地改良区の意見書	※宮古土地改良区	1
(2) 申請地が土地区画整理事業区域内の場合は仮換地証明及び仮換地図		1
(3) 申請者は行政書士、又は申請者の親族(二親等)まで、法人は社員であるものが分かる書類		1
(4) 他法令の許認可が必要な場合は申請したことを証する書面（すでに許認可を受けているときは許認可証の写し）及び協議中の記録等の写し		1
(5) 建売住宅、宅地分譲の場合は宅建取引業の免許証の写し 宅地分譲は(9)も含む。		1
(6) 農地以外の土地と一体利用する事業計画の場合は当該土地の土地登記簿謄本（事項証明書）		1
(7) 土地の相続が未登記の場合は申請人が権利者であることが確認できる相続系譜図、戸籍謄本、遺産分割協議書		1
(8) 申請地への進入路の土地所有者が申請人ではない場合は土地所有者の通行同意書、もしくは通行地役権を登記した土地登記簿謄本		1
(9) 建築条件付き売買予定地の場合は自ら建築する場合の標準的な建物の平面・配置図（汚水処理施設は要表示）及び建築面積求積図、全ての区画が売れ残った場合に全区画を建築する経費及び資金の証明、確約書、事業計画書（宅建取引業免許証、建設業許可証を添付）、行程表、土地売買契約の一般的な契約書案（契約解除の規定が盛り込まれているもの）		1

その他 申請書の日付けは必須、登記簿・公図・印鑑登録証明書は提出日の3ヶ月以内のもの。